

「リード」
全權提案
戰艦一隻
球磨級三
隻ノ保有
許可

驅逐艦保
有撤回

タル少巡洋艦ノ武装ヲ減シ例ヘハ大砲ヲ四門ト爲シ罐ヲ半減シ水雷發射管ヲ撤去シ飛行機裝置ヲ取除ク等戰闘力ヲ失ハシムルノ方法ヲ講シテ代換スルコトヲ認メラレタシト述ヘ之ニ對シ米國側ハ主義トシテ此種廢棄艦保有ヲ認メ初ムルトキハ先例ヲ作リ他國ヲシテ濫リニ同様ノ要求ヲ爲サシムルニ至ルヘク米國ハ戰艦二隻留保ノ主張ヲ棄テタル處右ハ全ク之ヲ慮リタルカ爲ナリト反對シ之ニ對シ若槻全權ハ英米側ニテ廢棄戰艦留保ノ要求ヲ撤回セラレタル以上日本モ之ヲ撤回スルニ異存ナキモ球磨級ノ保有ハ帝國ノ特種ノ必要ニ基クモノニシテ他ニ惡例ヲ殘スコトナシト駁シ結局「リード」全權ハ「ステイムソン」「マクドナルド」「フィッシャー」等ト相談ノ上日英米各國共專門家ノ決定スヘキ程度ニ武装ヲ解除セル戰艦一隻ヲ砲術練習用トシテ保有シ日本ハ其以外ニ日本側申出ノ通砲ヲ四門トシ罐ヲ半減スル等充分武装ヲ解除シタル上球磨級三隻ヲ保有シ以テ老朽艦五隻ニ代フルコトトシテハ如何尙三國何レモ將來此等艦船ヲ戰闘用ニ使用セザルヘキ確約ヲ爲シ置クヲ必要トスト提議シ我方之ニ同意セリ、次テ財部全權ヨリ廢棄驅逐艦六隻保有ヲ認メンコトヲ求メ之ヲ三隻ニ低減シタルモ英米共ニ帝國カ既ニ多大ノ驅逐艦噸數ヲ有スルコトヲ指摘シテ強硬ニ反對シ結局驅逐艦保有ノ問題ハ之ヲ撤回セリ

第八章 軍艦處分及代換ニ關スル規定

第一節 軍艦處分ニ關スル規則

軍艦處分方法ニ關スル規則ハ三月十一日第六回第一委員會之ヲ專門委員會ニ付託、同委員會ハ分科會ヲ設ケテ之カ審議ニ當ラシメ其ノ結果ヲ專門委員會報告トシテ第一委員會ニ提出、第一委員會ハ四月十二日第八回會合ニ於テ些少ノ修正ヲ加ヘ右報告ヲ採擇シ十四日第五回總會ハ更ニ之ヲ其儘第一委員會第四報告トシテ採擇セリ

第一委員會ハ右報告書記載ノ處分規則ヲ採擇スルニ當リ (イ) 贈與若クハ賣却ニ依ル艦船ノ處分ヲ規律スル特別規定ヲ本條約中ニ設クヘキコト而シテ右ハ華府條約第十八條ノ趣旨ニテ立案スルモ一法ナルヘキコト (ロ) 右處分規則ハ華府條約規定ノ航空母艦ニモ適用スヘキモノタルコト (ハ) 場合ニ依リテハ本條約ノ結果保有シ得サルコトナルヘキ艦船ノ取扱振ニ關シ特別ノ規定ヲ設クルヲ要スルコト (ニ) 各國カ標的用の、實驗用、若クハ練習用トシテ一定隻數ノ老齡艦ヲ武装ニ制限ヲ加エテ保有シ得ルコトノ四點ニ注意ヲ喚起セリ

條約ノ規定
第一委員
會ノ採擇
事項ノ注意

條約ハ第十一條ニ於テ右處分規則カ一切ノ航空母艦ニ適用セララルヘキ旨ヲ定メ且右處分規則ヲ大體其ノ儘取リテ第二編第二附屬書トセリ

今左ニ之ヲ記述スヘシ

第二編第
二附屬書

第二 附 屬 書

艦 船 處 分 規 則

(前記第四報告ハ注意事項トシテ華府條約第二條及第三條ノ規定ニ從ヒ處分セララルヘキ主力艦廢棄ノ規則ヲ害スルコトナク左記規則ハ本條約ニヨリ處分セララルヘキ艦船ニ適用セララルヘク又華府條約規定ノ航空母艦ニモ適用セララルヘキ旨ヲ記載

シ更ニ「處分ノ方法」ナル題下ニ處分規則ヲ記載ス

本條約ハ左ノ方法ニ依リ艦船ヲ處分スルコトヲ規定ス

- (一) 廢棄スルコト(沈没セシメ又ハ解體スルコト)
 - (二) 艦船ヲ「ハルク」ニ變更スルコト
 - (三) 艦船ヲ専ラ標的用ニ變更スルコト
 - (四) 艦船ヲ専ラ實驗用ノ爲保有スルコト
 - (五) 艦船ヲ専ラ練習用ノ爲保有スルコト
- 主力艦以外ノ處分セラルヘキ何レノ艦船モ當該條約國ノ選擇ニ依リ廢棄スルカ又ハ「ハルク」ニ變更スルコトヲ得(報告書ニハ本項ナシ)
- 主力艦以外ノ艦船ニシテ標的用實驗用又ハ練習用ノ爲保有セラレタルモノハ終局ニ於テハ廢棄スルカ又ハ「ハルク」ニ變更スヘシ(報告書ニハ本項ナシ)

第一款 廢棄セラルヘキ艦船

- (イ) 代換ノ事由ニ基キ廢棄ニ依リ處分セラルヘキ艦船ハ其ノ代艦ノ竣工又ハ其ノ代艦一隻ヲ超ユル場合ニハ該代艦中ノ第一隻ノ竣工ノ日以後六月以内ニ戰闘任務ニ堪ヘサルモノト爲スコトヲ要ス但シ右一隻又ハ數隻ノ新艦ノ竣工カ遅延シタル場合ニ於テハ舊艦ヲ戰闘任務ニ堪ヘサルモノト爲スノ作業ハ右遅延ニ拘ラス右一隻ノ新艦又ハ數隻ノ新艦中ノ第一隻ノ龍骨ノ据附ノ日ヨリ四年半以内ニ完了セラルヘシ尤モ右一隻ノ新艦又ハ數隻ノ新艦ノ何レカ基準排水量三千「トン」ヲ超エサル水上艦船ナル場合ニ於テハ右期間ハ三年半ニ短縮セラル(報告書ハ單ニ「代換ノ事由ニ基キ云々」トセスシテ New Construction ニ依ル代換ノ事由ニ基キト限定的ニ記載セリ)
- (ロ) 廢棄セラルヘキ艦船ハ左ノ諸物件カ撤去セラレタルカ又ハ艦内ニ於テ破壊セラレタルトキハ戰闘任務ニ堪ヘサルモノ

ト看做サルヘシ

- (一) 一切ノ砲及砲ノ主要部分、射撃指揮所並ニ一切ノ砲塔ノ旋回部
- (二) 一切ノ砲塔操作ノ水壓機械又ハ電力機械
- (三) 一切ノ射撃指揮要具及測距儀
- (四) 一切ノ彈藥、爆藥、機雷及機雷敷設用軌道
- (五) 一切ノ魚雷、實用頭部、魚雷發射管及發射管旋回盤用軌道
- (六) 一切ノ無線電信裝置
- (七) 一切ノ主要推進機械又ハ之カ代トシテ裝甲司令塔及一切ノ舷側裝甲板
- (八) 一切ノ航空機用「クレーン」、「デリック」、昇降機及發進裝置並ニ一切ノ航空機著艦用若ハ離艦用ノ臺及甲板又ハ此等ノ代トシテ一切ノ主要推進機械(報告書ハ臺ノミヲ掲ケ甲板ヲ掲ケス)
- (九) 潛水艦ニ付テハ右ノ外一切ノ主要蓄電池、空氣壓搾裝置及「バラスト、ポンプ」
- (ハ) 廢棄ハ艦船ヲ戰闘任務ニ堪ヘサルモノト爲スノ作業ノ完了期限ノ到來ノ日ヨリ十二月以内ニ左ノ方法ノ何レカニ依リ確定的ニ實行セラルヘシ

- (一) 艦船ヲ永久ニ沈没セシムルコト

- (二) 艦船ヲ解體スルコト 解體ハ一切ノ機械、汽罐及裝甲並ニ一切ノ甲板、舷側及艦底ノ板ノ破壊又ハ撤去ヲ常ニ包含スヘシ

第二款 「ハルク」ニ變更セラルヘキ艦船

「ハルク」ニ變更スルコトニ依リ處分セラルヘキ艦船ハ第一款(ロ)(六)(七)及(八)ヲ除クニ規定セラルル條件カ充サレ且左記カ實行セラレタルトキハ確定的ニ處分セラレタルモノト看做サルヘシ

- (一) 一切ノ推進軸、推力承、「タービン」減速裝置又ハ推進用主電動機及主機械ノ「タービン」又ハ蒸汽笛ヲ修繕シ得ナル程度ニ損壞スルコト
 - (二) 推進機張出承ヲ撤去スルコト
 - (三) 一切ノ航空機用昇降機ヲ撤去シ且解體スルコト並ニ一切ノ航空機用「クレーン」、「デリック」及發進裝置ヲ撤去スルコト
- 本艦船ハ艦船ヲ戰闘任務ニ堪ヘサルモノト爲スコトニ關シ第一款ニ於テ規定セラルル所ト同一ノ期限迄ニ前記狀態ト爲サルコトヲ要ス

第三款 標的用ニ變更セラルヘキ艦船

- (イ) 専ラ標的用ニ變更スルコトニ依リ處分セラルヘキ艦船ハ左記物件ヲ撤去セラレ且陸揚セラレタルカ又ハ艦内ニ於テ使用不能ノモノト爲サレタルトキハ戰闘任務ニ堪ヘサルモノト看做サルヘシ
 - (一) 一切ノ砲
 - (二) 一切ノ射撃指揮所及射撃指揮要具並ニ主要射撃指揮通信電線
 - (三) 砲架操作又ハ砲塔操作ノ一切ノ機械
 - (四) 一切ノ彈藥、爆藥、機雷、魚雷及魚雷發射管
 - (五) 一切ノ航空用設備及附屬物件
- 本艦船ハ艦船ヲ戰闘任務ニ堪ヘサルモノト爲スコトニ關シ第一款ニ於テ規定セラルル所ト同一ノ期限迄ニ前記狀態ト爲サルコトヲ要ス
- (ロ) 各締約國カ「ワシントン」條約ニ依リ既ニ有スル權利以外ニ各締約國ハ専ラ標的用ノ爲左記ヲ何時ニテモ同時ニ保有スルコトヲ許サル

(一) 二隻ヲ超エサル艦船(巡洋艦又ハ驅逐艦)但シ右三隻中一隻ニ限り基準排水量三千「トン」(三千四十八「メートル」式「トン」)ヲ超ユルコトヲ得

(二) 潜水艦一隻

(ハ) 標的用ノ爲艦船ヲ保有シタルトキハ當該締約國ハ之ヲ再ヒ戰闘任務用ニ變更セサルコトヲ約ス

第四款 實驗用ノ爲保有セラルル艦船

- (イ) 専ラ實驗用ニ變更スルコトニ依リ處分セラルヘキ艦船ハ本附屬書第三款(イ)ノ規定ニ從ヒ處理セラルヘシ
- (ロ) 一般の規則ヲ妨クルコトナク且他ノ締約國ニ適當ノ通告力爲ササルコトヲ條件トシ本附屬書第三款(イ)ニ規定セラルル狀態トノ相當ノ相違ハ特別ノ實驗用ノ爲必要ナルコトアルヘキ範圍内ニ於テ一時的措置トシテ許サルコトヲ得
- (ハ) 右規定ヲ利用スル何レノ締約國モ右相違ノ全細目及右相違ヲ必要トスル期間ヲ提示スルコトヲ要ス
- (ニ) 各締約國ハ専ラ實驗用ノ爲左記ヲ何時ニテモ同時ニ保有スルコトヲ許サル
 - (一) 二隻ヲ超エサル艦船(巡洋艦又ハ驅逐艦)但シ右二隻中一隻ニ限り基準排水量三千「トン」(三千四十八「メートル」式「トン」)ヲ超ユルコトヲ得
 - (二) 潜水艦一隻

(ニ) 聯合王國ハ實驗用ノ爲ノ必要ナキニ至ル迄主砲及砲架ノ既ニ損壞セラレタル「モニター」艦「ロバート」並ニ水上飛行機母艦「アーキ、ロイアル」ヲ其ノ現狀ニ於テ保有スルコトヲ許サル

右二隻ノ艦船ヲ保有スルコトハ前記(ハ)ニ依リ許サレタル艦船ノ保有ヲ妨クルモノニ非ス

(ホ) 實驗用ノ爲艦船ヲ保有シタルトキハ當該締約國ハ之ヲ再ヒ戰闘任務用ニ變更セサルコトヲ約ス

第五款 練習用ノ爲保有セラルル艦船

(イ) 締約國カ「ワシントン」條約ニ依リ既ニ有スル權利以外ニ各締約國ハ専ラ練習用ノ爲左ノ艦船ヲ保有スルコトヲ許サ

合衆國
佛蘭西國

主力艦一隻(「アーカンソー」又ハ「ワイオーミング」)(報告書ニハ艦名ヲ指示セス)
水上艦船二隻内一隻ハ基準排水量三千「トン」(三千四十八「メートル」式「トン」)ヲ超ユル
コトヲ得

聯合王國
伊太利國

主力艦一隻(「アイアン、デューク」)(報告書ニハ艦名ヲ指示セス)
水上艦船二隻内一隻ハ基準排水量三千「トン」(三千四十八「メートル」式「トン」)ヲ超ユル
コトヲ得

日本國

主力艦一隻(比叙)及巡洋艦三隻(球磨級)(報告書ニハ艦名ヲ指示セス)

(ロ) (イ)ノ規定ニ依リ練習用ノ爲保有セラレタル艦船ハ該艦船カ處分セラルルコトヲ要スル日ヨリ六月以内ニ左ノ如ク處理セラルヘシ

一、主力艦

左記ヲ實行スヘシ

- (一) 主砲、一切ノ砲塔ノ旋回部及砲搭操作機械ノ撤去但シ砲搭三基ハ兵裝ノ儘各艦ニ存置セラルルコトヲ得
 - (二) 艦内ニ殘存スル砲ニ射撃訓練ノ爲要スル量ヲ超ユル一切ノ彈藥及爆藥ノ撤去
 - (三) 司令塔竝ニ最前部及最後部ノ砲塔間ノ舷側裝甲帶ノ撤去
 - (四) 一切ノ魚雷發射管ノ撤去又ハ損壞
 - (五) 最高速力十八「ノット」ヲ得ルニ要スル數ヲ超ユル一切ノ汽罐ノ撤去又ハ艦内ニ於ケル損壞
- 二、佛蘭西國、伊太利國及日本國ニ依リ保有セラルル他ノ水上艦船(報告書ニハ他ノ水上艦船ノ代リニ巡洋艦トアリ)左記ヲ實行スヘシ

(一) 砲ノ半數ノ撤去但シ主要口徑砲四門ハ各艦船ニ存置セラルルコトヲ得

(二) 一切ノ魚雷發射管ノ撤去

(三) 一切ノ航空用設備及附屬物件ノ撤去

(四) 汽罐ノ半數ノ撤去

(ハ) 關係締約國ハ本款ノ規定ニ依リ保有セラルル艦船カ戰闘用ノ爲使用セラレサルヘキコトヲ約ス

第二節 代換ニ關スル規則

代換規則
審議經過

代換ニ關スル問題ハ軍艦處分問題討議ノ際專門委員會ニ於テ論及セラレタルモ討議ノ目的トナリタルハ建造操上ニ關シ我
希望ヲ開示セル政府ノ回訓ニ基キ四月三日ヨリ我全權カ英米兩國全權ト交渉ヲ開始セル以後ノコトニ屬ス、而シテ右三國
交渉ノ結果潛水艦ニ付テハ四月十日線上建造量ニ關シ協定成立シ(第十三章第二節(三)參照)又水上補助艦ニ付テハ線上
建造量及艦齡ノ調節ニ關シ同月八日談合成立セリ(同節(五)參照)

右交渉ノ結果ハ條約委員會(四月九日設置)ノ審議ニ附セラレタル處右委員會ハ建造量ニ言及セスシテ單ニ艦齡ノ方面ヨ
リノミ規定セル代換ノ一般規則ヲ作成シ之ヲ「代換及艦齡」ト題スル報告書トシテ四月十二日第一委員會ニ提出シ第一委
員會ハ同日右一般規則ヲ其ノ儘採擇スルト共ニ華府條約規定ノ主力艦及航空母艦ノ代換ハ本條約ニ例外規定ナキ限り華府
條約ノ規定ニ從フヘキコトヲ決定シ第五回總會ハ其ノ儘之ヲ第一委員會第五報告トシテ採擇セリ

右一般規則ハ五款ヨリ成レルカ條約ハ其第三款迄ヲ取リテ第二編第一附屬書トナシ第四款新艦建造ノ場合ニ於ケル要目通
知ノ件ヲ大體其ノ儘第十條ノ規定トナシ第五款第一項水上艦船ノ基準排水量決定ノ規則(華府條約ノ規定ヲ其ノ儘採リタ
ルモノナリ)第二項潛水艦ノ基準排水量決定ノ規則及第三項「トン」ノ定義ヲ夫々其ノ儘第六條第一號第二號及第三號後
段ノ規定トナセリ

條約ノ規
定

條約ハ第九條ニ於テ右報告記載ノ通り航空母艦ノ代換ハ華府條約ノ規定ニ依ルヘキコトヲ規定セリ（主力艦代換ニ關シテハ條約ハ第一條ニ之カ例外規定ヲ設ケタリ）
條約ニ規定セラレタル代換ノ規則左ノ如シ

第二編第
一附屬書

第一附屬書

代換規則

第一 款

本附屬書第三款及本條約第三編ニ規定セラルル所ヲ除クノ外艦船ハ其ノ「艦齡超過」ト爲ルニ先チ代換セラルルコトヲ得ス艦船ハ其ノ竣工ノ日後左記年數カ經過シタルトキハ「艦齡超過」ト爲レルモノト看做サルヘシ

(イ) 基準排水量三千「トン」(三千四百八「メートル」式「トン」)ヲ超ユルモノ「萬」トン(「一萬百六十」メートル「式」トン)ヲ超エサル水上艦船ニ付テハ

(一) 千九百二十年一月一日前ニ起工セラレタルトキハ十六年

(二) 千九百十九年十二月三十一日後ニ起工セラレタルトキハ二十年(右報告書ニハ一九二〇年一月一日後ニ起工セラレタルトキハ、二十年トアリ)

(ロ) 基準排水量三千「トン」(三千四百八「メートル」式「トン」)ヲ超エサル水上艦船ニ付テハ

(一) 千九百二十一年一月一日前ニ起工セラレタルトキハ十二年

(二) 千九百二十年十二月三十一日後ニ起工セラレタルトキハ十六年(右報告書ニハ一九二一年一月一日後ニ起工セラレタルトキハ、十六年トアリ)

(ハ) 潜水艦ニ付テハ十三年

代換「トン」數ノ龍骨ハ代換セラルヘキ艦船カ「艦齡超過」ト爲ル年ノ三年ノ期間前ニ於テハ据附ケラルルコトヲ得ス但

シ右期間ハ基準排水量三千「トン」(三千四百八「メートル」式「トン」)ヲ超エサル代換水上艦船ニ付テハ二年ニ短縮セラル代換ノ權利ハ代換「トン」數ノ起工ノ遲延ニ依リ失ハルルコトナシ(右報告書ニハ本項ナシ)

第二 款

本條約ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一隻又ハ數隻ノ艦船ニシテ之カ保有ノ結果當該艦種ニ付許サレタル最大限「トン」數ヲ超過スルニ至ルモノハ代換トン數ノ竣工又ハ取得ノ時ニ於テ本第二編第二附屬書ニ從ヒ處分セラルヘシ

第三 款

艦船ハ亡失又ハ不慮ノ事變ニ依ル破壊ノ場合ニ於テハ直ニ代換セラルルコトヲ得